報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年９月 11 日

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

総務省は、電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、令和７年７月 29 日（火）から同年９月１日（月）までの間、意見募集を行いました。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、原案のうち電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 99 条の 11 第１項第１号の規定に基づく諮問事項について、本日、電波監理審議会（会長：笹瀬巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係省令の整備を行う予定です。

１　概要

令和７年４月 25 日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第 27 号）は、一部の規定を除き、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

海上人命安全条約（SOLAS 条約）の改正に伴い、義務船舶局に船舶地球局を追加する電波法改正が行われたところ、関係省令の整備を行うため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、令和７年７月 29 日（火）から同年９月１日（月）までの間、意見募集を行いました。

２　意見募集の結果

意見募集の結果、提出意見はございませんでした。

なお、案と一切無関係と判断し、提出意見として扱わなかったものが１件ございました。

３　電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則の一部を改正する省令案の電波法第 99 条の 11 第１項第１号の規定に基づく諮問事項について、本日、電波監理審議会に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

４　今後の予定

総務省は、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関連省令の整備を行う予定です。

５　資料の入手方法

報道資料については、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。

【関係報道資料】
・電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集（令和７年７月28日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000302.html

連絡先：
総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課
（担当：伊藤課長補佐、伊地知係長、川原官）
電話：03-5253-5901（直通）
E-mail：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。